

ビッグシップ航海デー「SUN-INハンドメイドフェスタ2022」

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

開催日時 2022年11月27日(日) 10時～16時
場 所 米子コンベンションセンター 多目的ホール

監修 ビッグシップ航海デー実行委員会

※運営スタッフおよび出店者は必読のこと

1. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方

SUN-INハンドメイドフェスタ（以下、「フェスタ」という。）開催にあたっては、イベントが行われる会場内はもちろん、会場周辺・イベント開催前後においても「接触感染」と「飛沫感染」、「エアロゾル（微細飛沫や飛沫核が空気中に浮遊している状態）感染」のリスクをいかに極限まで減らせるか、そして万が一感染が発生した場合に速やか且つ適切に対処できるか、この2つを感染予防・感染拡大防止対策の主眼とする。

新規陽性者数は減少傾向に転じているが、様々なイベントが開催されるシーズンであることから、今なお感染のリバウンド、拡大に警戒が必要であるため、このガイドラインの対策を徹底する。

2. 感染予防対策

(1) 主催者、出店者、来場者にて共有すべき「基本行動ルール」

- ① フィジカルディスタンスの確保・接触機会を減らす
- ② 正しいマスク着用（不織布マスク）・大声を出さない・咳エチケットの徹底
- ③ 手洗い・手指消毒の励行（各所へアルコール消毒液を設置）
- ④ 「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避
- ⑤ 日常健康管理（体温測定・健康状態チェック）

(2) 会場設営時に講じるべき対策

- ① 「LINE版とっとり新型コロナ対策安心登録システム」の登録を推奨する掲示物を設置する。
▶入場前に登録できるよう、入場受付にインストール及び起動、登録を呼びかけるQRコード等を掲示する。
- ② 設営からフェスタ終了後の撤収完了まで十分な時間を設定し、全体を通じて密な空間の防止に努める。
- ③ 出店ブースは、購入待ち等で来場者が密集しないよう間隔を空けて並べる空間を各ブース間に設けるとともに、飲食ブースなど人の並びが出来てしまう場所へはフィジカルディスタンスを確保できるよう床にテープ貼付け等で目安を示す。
- ④ 場内の飲食ブースは、来場者と直接対面になることを避けるため透明ビニールカーテンで遮蔽する。
- ⑤ フードコート（情報プラザ）は、入口と出口を別々に設け、更に誘導員を配置して、密な空間の防止に努める。
▶長机1台に対し2席とし、机と机の間隔も十分な距離を保ち人同士が対面にならないよう配置する。なお、対面の席にはパーテーションを設置する。
- ⑥ 入場口と退場口は別々に設け、ベルトパーテーション等を活用しながらスムーズな誘導に努め入退場を管理する。並ぶ際もフィジカルディスタンスを確保できるよう床にテープ貼付け等で目安を示す。
- ⑦ 十分な換気のため、会場内では空調設備を稼働させながらすべての扉（搬入口含む）を可能な限り常時開放する。
- ⑧ トイレにおいては密集及び感染防止のために使用中止個所を設ける。並ぶ際もフィジカルディスタンスを確保できるよう床にテープ貼付け等で目安を示す。
- ⑨ 感染防止のため会場内のゴミ箱は撤去し使用中止とする。但し、フードコート（情報プラザ）内には可燃・不燃ゴミ用のゴミ箱を設置する。
- ⑩ 屋外キッチンカー付近に机と椅子を設置する場合は、間隔の十分な距離を保ち、人同士が対面にならないよう配置する。

(3) 主催者及び出店者が講じるべき対策

出店者を含むフェスタ関係者は、万が一の失策がその後の山陰エリアへのイベント開催や社会的信用に影響を及ぼすことを肝に銘じ、一人一人が緊張感をもって業務にあたらなければならない。

少しでも体調が悪く感じた場合は勇気をもって休むことが必要であり、同時に責任者は体調不良者が出た場合の代替プランを準備しておく必要がある。

①感染予防・感染拡大防止策

▶始業時及び搬入時の検温を義務づけ、以下に該当する者は業務に従事させない。

- ・ 当日または前日に37.5℃以上の発熱や咳、下痢、味覚障害、嗅覚障害等の症状がある者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者及び濃厚接触者となった者
- ・ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる者

▶正しいマスク着用（不織布マスク）、手洗い・手指消毒を徹底する。

▶フェスタ関係者すべての氏名、連絡先を把握しておく。

▶来場者への声掛け（大声での呼び込み）は控える。

▶商品の会計時は、現金の手渡しを避けトレイに置いて受け渡す。

②フィジカルディスタンスの確保

▶フェスタ関係者間で過度な密接は避け、フィジカルディスタンスを確保しながら業務にあたる。

③食事と休憩

▶休憩スペース（楽屋）の利用時は混雑を避けるとともに、使用した身の回りの机・椅子は各々で消毒する。アルコール消毒液と拭き取り用ペーパーは室内に準備しておく。

▶食事中の会話は極力控えるようにし、会話をする場合は食事終了後にマスクを着用のうえ行う。

④トイレ

▶フェスタ関係者は来場者用トイレを使用せず楽屋トイレを使用する。

▶トイレ後は必ず石鹸で手洗い・手指消毒を行う。

⑤換気

▶フェスタ開催中は会場空間の扉を最大限開放したうえで、会場の空調設備も稼働させ空気を換気する。

▶CO2濃度測定機器で場内のCO2濃度を常時モニターし安全を確認する。

▶楽屋、ホワイエについても常時換気を行う。

(4) 来場者に対して講じるべき対策

①入場時の確認事項

▶掲示物により来場者へのセルフチェックを促し、以下の項目にあてはまる方のみ入場可能とする。

- ・ 発熱や咳、下痢、味覚障害、嗅覚障害等の症状がないこと
- ・ 新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、また医師に自宅待機指示を受けていないこと
- ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者の濃厚接触者でないこと
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないこと
- ・ マスクを持参し来場中に着用いただけること（不織布マスクの着用を推奨。持参されていない方に対しては不織布マスクを配布）
- ・ 「LINE版とっとり新型コロナ対策安心登録システム」に登録していること（推奨）

②入場時の対応について

▶すべての来場者へサーモカメラでの検温を実施し、万が一高温を検出した場合（37.5℃以上）は非接

触体温計により再検温する。

▶手指消毒を徹底する。

「LINE版とっとり新型コロナ対策安心登録システム」の登録を推奨する。

▶多目的ホール入口に設置された人数カウンターで会場内来場者の行動管理を行い、万が一会場内滞在者が1,000人を超えた場合は、CO2濃度測定機器の数値を考慮のうえ一定時間の入場制限を検討する。入場制限の解除は、カウンター上の会場内滞在者の状況を見ながら段階的に行う。

③会場内禁止行為について

▶一般的禁止行為（他の来場者の迷惑になる行為等）に加え、感染予防・感染拡大防止策に基づく主催者の指示に従わない場合は退場を促す。

▶そのほか対象とする行為。

- ・ 入場時に注意事項として確認する内容に反する行為
- ・ 大声の発生・会話

3. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

(1) 会場内で感染が疑われる者が発生した場合のフェスタ関係者（スタッフ）の対応

▶発生時は、救護スペース（第1控室）に案内し、当人のかかりつけ医への連絡を促す。かかりつけ医がいないなど迷う場合は県受診相談センターへの連絡を促す。

▶かかりつけ医または県受診相談センターの指示に基づき、退館されるまでフォローを行う。

▶上記に対応する者（スタッフ）は、マスクとフェイスシールドもしくはアイガード、手袋の着用を徹底する。

【県受診相談センター】

電話：0120-567-492 ファクシミリ：0857-50-1033（受付時間 9:00～17:15 ※土日祝含む）

<上記以外の時間>

中・西部地区 電話：0857-26-8633

(2) フェスタ関係者に感染が疑われる者が発生した場合

▶速やかに該当ブースの閉鎖・隔離等を行ったうえで当人のかかりつけ医へ連絡し指示を受けるとし、かかりつけ医の聞き取りに協力し必要な情報提供を行う。かかりつけ医の指示によって必要に応じて直ちに帰宅させ自宅待機とする。かかりつけ医がいないなど迷う場合は県受診相談センターへ連絡し指示を受ける。

▶PCR検査等を受検することになった場合は、その結果を直ちに米子コンベンションセンターに連絡をするものとする。

【連絡先】

米子コンベンションセンター

電話：0859-35-8111 ファクシミリ：0859-39-0700

▶フェスタ終了後3日以内にフェスタ関係者が陽性となった場合も速やかに米子コンベンションセンターに連絡をするものとする。

4. 事業中止の判断基準等について

全国及び鳥取県内における新型コロナウイルスの感染拡大状況、地元医療体制の状況、フェスタ関係者ならびに来場者の感染リスク等を総合的に鑑み判断する。

(1) 感染状況に関する正確な情報源の確保

- ▶鳥取県新型コロナウイルス感染症(COVID-19)特設サイトを参照とする。
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>)

(2) 開催中止の判断及び基準について

- ▶中止とする場合
 - ・現在の「レベル分類」の鳥取県独自の判断基準においてレベル3相当となり、開催当日が適用期間に含まれることが濃厚となった場合は原則中止とする
- ▶中止を検討する場合
レベル2以下であっても、以下のケースの場合は中止を検討する。
 - ・近隣複数県、または国内複数圏域（東京圏と大阪圏等）で特措法に基づく緊急事態宣言、またはまん延防止等重点措置指定が行われた場合
 - ・センター職員など運営スタッフにおいて複数の発症者が確認された場合
- ▶飲食販売ブースの規模を縮小する条件（テイクアウトメニュー限定に縮小）
 - ・米子市内を対象に飲食店における営業時間短縮要請等が開催当日に発令されていることが確定した場合
 - ・県西部地区において、鳥取県版新型コロナ警報の特別警報が発令された場合

5. 鳥取県への登録申請

(1) とっとり新型コロナ対策安心登録システム

メール版とLINE版があり、鳥取県へ事前申請することによりフェスタ専用QRコードが発行される。来場者がQRコードを読み取り登録することで、不特定の方への感染の可能性があるとして判断された場合に、県からLINEメッセージで、その情報が知らされ、感染拡大防止に向けたお願いなどが案内される。

- ▶メール版
 - ・QRコードを読み取り登録画面を呼び出す ⇒ メールアドレスを入力し登録完了

- ▶LINE版
 - ・QRコードを読み取り登録 ⇒ LINEアカウントと日時が県のシステムに登録され完了

今回は受付業務が煩雑になることを回避するため、LINE版のみで運用し、メール版は使用しない。

(2) 新型コロナウイルス感染予防に係るイベント開催申出制度

新型コロナウイルス感染拡大予防対策の一環として、鳥取県へ対し、開催内容や実施にあたって参照とする感染予防対策ガイドラインについて報告する。

- ▶申し出が必要となる要件
 - ・1,000人以上の集客を伴うイベント（感染拡大状況によっては対象が100人以上に拡大）
 - ・会場定員の50%を超える集客を伴うイベント

【提出するもの】

- イベント開催申出書
- 感染防止安全計画及び感染防止策チェックリスト

【提出先】

米子保健所 生活安全課 〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 電話：0859-31-9340

■参考にしたガイドライン

(1) 鳥取県

鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドライン

「販売促進イベントにおける事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1223029/20221020_guideline_hanbai.pdf 令和4年10月20日更新

(2) 業界団体

一般社団法人日本展示会協会

「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」

<https://www.nittenkyo.ne.jp/media/works/items/1091/download> 2022.07.05 第5次改訂版